

ろうきんフラット 35

2026年4月1日現在

1. 商品名	ろうきんフラット 35
2. ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たされる個人の方 (1) お申込時の年齢が満 70 歳未満の方 (2) 日本国籍の方、永住許可を受けている方、または特別永住者の方
3. お使いみち	お申込人もしくはお申込みご本人・配偶者の親または子が自ら居住する住宅、およびお申込人が使用するセカンドハウスに関する以下の資金となります。 (1) 住宅新築費または新築住宅購入資金 (2) 中古住宅購入資金 (3) 住宅ローン借換資金 ※ 増改築資金は除きます。 ※ 労金住宅ローンの借換えは除きます。
4. ご融資金額	100 万円以上 1 億 2,000 万円以下（1 万円単位）で、建築費または購入価格の 100%以内となります。 ※ 借換資金の場合は「借換対象住宅ローンの残高および適合証明検査費用、印紙税、登録免許税、融資手数料、司法書士費用」または「担保評価額の 200%以内」のいずれか低い額となります。
5. ご融資期間	以下のいずれか短い方となります。 (1) 15 年以上 35 年以内 なお、申込人または連帯債務者が 60 歳以上の場合は 10 年以上 (2) 完済時年齢が 80 歳となる迄の年数 ※ 借換資金の場合は、上記 (1) (2) に加え、「40 年」から住宅取得時に借り入れた住宅ローンの経過期間（1 年未満切り上げ）を減じた期間となり、下限は 1 年以上となります。
6. ご融資金利種類	固定金利型となります（ご融資時の利率を返済終了まで適用します）。 ※ 融資率（9 割以下・9 割超）に応じて、それぞれ融資金利を決定します。（借換資金の場合は、9 割以下の融資金利を適用します） ※ 一定期間、金利引下げを行う制度あり ※ 利率については、窓口へお問い合わせください。また、ホームページにもローン金利一覧がございますので、ご覧ください。
7. 資金のお受取日	毎月 10 日と 20 日の月 2 回（休日の場合は翌営業日）が資金のお受け取り日となります。 ※ 12 月のみ 25 日（休日の場合は翌営業日）を資金のお受け取り日とすることができます。
8. ご返済日	毎月 15 日または 25 日のどちらか希望される日（12 月 25 日に資金をお受取

	<p>りになる場合は毎月 15 日をご返済日となります)。</p> <p>※ 初回返済日につきましては、資金をお受け取りになった直後の 15 日または 25 日のどちらかをお選びいただけますが、資金をお受け取りになってから 9 営業日以内に初回返済となる場合には、資金をお受け取りになった日から 10 営業日目を初回返済日とさせていただきます。</p>						
9. 保証料	不要です。						
10. ご返済方法	<p>元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済、元金均等毎月返済または元金均等毎月・ボーナス併用返済からお選びいただけます。</p> <p>(1) 元利均等返済とは、ご返済額（元金とお利息の合計額）が一定である返済方式です。</p> <p>(2) 元金均等返済とは、ご返済額のうち、元金の額が一定となる返済方法です。</p> <p>(3) ボーナス返済（年 2 回）を併用する場合のボーナス部分の融資割合は、融資総額の 40%以内となります。</p>						
11. 担保	ご融資対象となる住宅および敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。						
12. 手数料	<p>・所定の「不動産担保融資事務手数料」をいただきます。</p> <p>※ 九州ろうきんに出資のある会員の間接構成員の方は免除されます。</p> <p>※ 生協（九州ろうきんに加盟している生協）の組合員の方は、手数料の一部または全額が免除される場合があります。</p> <p>・融資にかかわる物件検査の手数料、抵当権設定費用（司法書士報酬等含む）・印紙代・振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。</p> <p>※ 手数料の金額については、店頭に掲示しています。</p>						
13. 保証人	<p>原則、不要です。</p> <p>ただし、担保として提供いただく土地・建物の所有者につきましては、担保提供者となっていただきます。</p>						
14. 団体信用生命保険	月々のお支払いに団体信用生命保険の加入に必要な費用が含まれます。						
15. 火災保険	<p>ご融資対象となる住宅に火災保険を付保していただきます。</p> <p>※ 火災保険の保険期間は最長 5 年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続や新規加入手続が必要となります。</p>						
16. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <table border="1" data-bbox="683 1850 1310 2011"> <tr> <td colspan="2">九州労働金庫 お客様サービス室</td> </tr> <tr> <td>フリーダイヤル</td> <td>0 1 2 0 - 7 9 6 - 2 1 0</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 午前 9 時 ~ 午後 5 時</td> </tr> </table> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますの</p>	九州労働金庫 お客様サービス室		フリーダイヤル	0 1 2 0 - 7 9 6 - 2 1 0	受付時間	平日 午前 9 時 ~ 午後 5 時
九州労働金庫 お客様サービス室							
フリーダイヤル	0 1 2 0 - 7 9 6 - 2 1 0						
受付時間	平日 午前 9 時 ~ 午後 5 時						

	<p>でお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <table border="1" data-bbox="683 259 1310 365"> <tr> <td data-bbox="683 259 1310 315">ホームページアドレス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 315 1310 365">https://kyusyu-rokin.com/</td> </tr> </table>	ホームページアドレス	https://kyusyu-rokin.com/				
ホームページアドレス							
https://kyusyu-rokin.com/							
<p>17. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)</p>	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、で 問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、下記 ろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出 いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけま す。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東 京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方 法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管 調停）もあります。詳しくは、ろうきん相談所、または東京三弁護士会にお 問い合わせください。</p> <table border="1" data-bbox="683 1068 1310 1229"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="683 1068 1310 1124">ろうきん相談所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1124 911 1180">フリーダイヤル</td> <td data-bbox="911 1124 1310 1180">0120-177-288</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1180 911 1229">受付時間</td> <td data-bbox="911 1180 1310 1229">平日 午前9時～午後5時</td> </tr> </table>	ろうきん相談所		フリーダイヤル	0120-177-288	受付時間	平日 午前9時～午後5時
ろうきん相談所							
フリーダイヤル	0120-177-288						
受付時間	平日 午前9時～午後5時						

※当金庫および保証機関所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。